

飯島町における薬剤師保健指導派遣事業を活用した
適正服薬に関する保健指導について

飯島町役場健康福祉課保健医療係
保健予防担当係長 岡野裕子

飯島町における薬剤師保健指導派遣事業を 活用した適正服薬に関する保健指導について

飯島町役場健康福祉課保健医療係
保健予防担当係長 岡野裕子

1 令和5年度の取組実施状況

- (1) 依頼先：上伊那薬剤師会薬剤師
- (2) 実施者：地域薬剤師会 薬剤師1名、保健師
- (3) 実施日：11月9日 午後3時～3時30分
- (4) 実施内容

<重複投薬者への取組>

① 対象者条件

2～3か月連続して同一薬効かつ同一成分の医薬品を複数医療機関にて処方される者

② 抽出対象期間

令和5年4月～9月

③ 対象者人数 対象者54名 内、要指導者2名

<多剤服薬者への取組>

① 対象者条件

同一月内15剤以上の処方を受けている者

② 抽出対象期間

令和5年4月～9月

③ 対象者人数対象者46名 内、要指導者0名

2 実施した効果

(1) 対象者条件・抽出について

多数のリストから、保健師ではわからない薬効や組み合わせ、投薬の内容により指導対象とすべきか検討でき、真に指導が必要な方の絞り込みができた。

(2) 薬剤師からの専門的なアドバイス

個別の事例に合わせ、重複・多剤処方になる背景を薬剤師の視点からアドバイスを頂くことができ、指導の内容が明確化した。

(3) 要指導者への支援

対象者は精神科受診関係が多く、特に睡眠薬の重複が多かった。後日、保健師が薬剤師からのアドバイスを基に訪問し、重複処方の解消にむけて支援することができた。

3 今後の課題

飯島町国保保健事業では薬剤師保健指導派遣事業を実施し3年目となりました。毎年、要指導者への支援を行っていますが、残念ながら要指導者の重複投薬解消に繋がった事例はありません。対象となった要指導者は自らの意思で重複投薬を受けており、保健師・薬剤師からの指導のみで改善することの難しさを感じています。

要指導者の支援にあたっては、保健師、薬剤師、かかりつけ医との地域連携が効果的な支援につながるのではないかと考えており、引き続き取組を継続していくなかで検討していきたいと思います。